

平成二十八年八月八日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一九一第五号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出辺野古海上請負業務に関する新たな疑惑の中で過大な見積もりと請求により不当な利益を得たとの疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出辺野古海上請負業務に関する新たな疑惑の中で過大な見積もりと請求により不当な利益を得たとの疑惑に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の企業に関することであり、お答えを差し控えたい。

二及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、発注者である沖縄防衛局は、警備業務の実施状況を把握し、当該実施状況と契約内容を照らし合わせるなどして、契約関係書類に定める仕様に基づき当該業務が適切に行われているかを確認してきている。また、必要があると認めて業務内容を変更する場合又は変更した場合、契約関係書類に基づき変更契約を適切に締結してきている。

三について

警備体制については、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたいが、仮に警備が実施されなければ、変更契約の締結等を行って業務委託料を減額することもあり得る。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省としては、御指摘の「議員への提供資料と市民への提供資料を恣意的に使い分けた」事実はない。